

第2回
定例会

日本共産党多賀城市議団の一般質問予定

佐藤 恵子市議 17日㈬ 2番

1、被災者の生活支援について

- (1) 災害公営住宅の家賃低減期間の延長を図られたい。
- (2) 被災者の医療・介護費の自己負担免除対象の拡大を図られたい。また、県に対し、必要な負担を行うように強く求められたい。
- (3) 仮設住宅等の暮らしが長引き、被災者の健康悪化が進んでいる。身体と心のケア体制の整備・充実を図られたい。

2、被災商工業者への支援について

- (1) 2月2日の河北新報の記事で市長は「今後、中小企業への支援が課題だ」と述べている。私は、2月議会でも仮設店舗事業者の本格的移設のために、国の事業の活用等を提案してきたが、現在、

どの様に検討されているか。また、関連する支援策等について答えられたい。

3、被災住宅の嵩上げ助成充実

- (1) 先頃市は、全世帯に津波ハザードマップを配付した。それを見ると、浸水地域の多くが浸水予想深2m以上になっており、これらの所では、宅地の嵩上げが必要なことを改めて示している。ところが、現在の市の嵩上げ助成制度の条件では、対象が極めて狭められている。これまで適用されたのは、わずか16件にすぎない。現行制度のTP0.7m以下という条件を外し、津波被災地域全域を対象とするよう改善されたい。



戸津川 はるみ市議 17日㈬ 6番

1、子育て支援策について

少子化対策や定住促進対策としてはもちろん、消費税増税の重い負担にあえぐ子育て世代支援策として、乳幼児医療費助成対象のさらなる拡大は急務であると考えるがいかがが。

2、高齢者支援策について

- (1) 高齢などのため、理容・美容院に行けない方々のために、訪問理容、訪問美容への助成策を導入してはいかがが。
- (2) 要介護認定者に対し、障害者控除対象者となり得る旨の周知・

徹底策をさらに強化するよう求めるがいかがが。

3、原発問題について

- (1) 福井地方裁判所において出された、大飯原発再稼動差し止め判決に対する市長の所見並びに女川原発再稼動に対する市長の姿勢を改めて問う。
- (2) 被災後の子どもの健康調査について、平成24年第2回定例会において「医師会のお医者さん等と機会があればお話し合いをしてみたいと思います」との答弁を得たが、その後の進捗状況を問う。



柳原 きよし市議 18日㈭ 2番

1、留守家庭児童学級の過密解消について

現在市内に8カ所の留守家庭児童学級があるが、多賀城小学校の第一すぐのこ学級、城南小学校の第一もみじ学級、東小学校のうぐいす学級は定員40名に対し69名から75名の児童数となっている。児童の生活環境を守るために、部屋の増築など、過密解消を計ることが急務だと思うが、過密解消策についてうかがう。

2、保育所待機児童について

本市では、保育需要が年々増加し、申し込んでも保育所に入れない、保育所待機児童問題が深刻になっている。一時あずかり保

育も一杯で、保育所入所は子育て世代の最も切実な要望となっている。今年度2園が新設される予定だが、本格的な待機児童解消には至っていない。待機児童解消の方策についてうかがう。

3、民間保育所に地代補助を

待機児童解消のため、大崎市では市が土地を提供し、保育所誘致を積極的に進めている。しかし本市では市有地が少なく、民地を賃貸して建設している保育所も多くある。保育所誘致を進めるため、民間保育所の敷地賃借料に対する補助制度を作っていただきたい。



藤原 益栄市議 18日㈭ 4番

1、市政運営の問題について

(1) この1年、次々と明らかになった以下の市政運営上の問題について、その都度問題にはしてきたが、どのように認識をされ、どのようにしようとしているか、改めて市長および教育長の見解を問う。

- ①余りにも簡易な復命書で出張していた件。
- ②事実を偽り議会に資料を提出しなかった件。
- ③議会で説明した資料を勝手に「部外秘」とした件。
- ④子どもたちからは意見を聞きつつ、パブリックコメントを求め

なかつた件。

- ⑤CCCの問題発言について問われた教育長の不誠実答弁の件。
- ⑥議会の質問に「答えたくない」と発言した職員の件。
- ⑦指定管理は公募を原則とするしながら、公募をしなかつた件。
- ⑧指定管理で応募期間終了後に応募要項等をネット掲示した件。
- (2) なぜこのようなことが続発したかとお考えか。市長および教育長に問う。



転載
6月8日付け
「赤旗」より
専門家の層
を厚くするべきだ」と求めました。



基準に入れるものではない」としました。田村厚労相は「決して保育所の人員配置が見つかった事件も取り上げ、児童相談所や児童養護施設の体制強化を主張。支援員を補助的職員とすることについて「ま

れと違うのか」と迫りました。高橋氏は、支援員創設の背景に、専業主婦らを「准保育士」として認可保育所で働く必要がある」と答弁しました。高橋氏は、支援員創設の背景に、専業主婦らを「准保育士」として認可保育所で働く必要がある」と答弁しました。

院厚生労働委員会で、育児経験のある専業主婦らを来春から「子育て支援員」に認定して保育に従事させようとしている問題で「保育士の専門性を否定し、待遇を低めがねない」と批判しました。

保育支援員は保育の専門性損う